【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成29年6月29日
【会社名】	株式会社アルメディオ
【英訳名】	ALMEDIO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　高橋　靖
【本店の所在の場所】	東京都日野市旭が丘三丁目１番地４
【電話番号】	042-511-0500
【事務連絡者氏名】	取締役　　関　清美
【最寄りの連絡場所】	東京都日野市旭が丘三丁目１番地４
【電話番号】	042-511-0500
【事務連絡者氏名】	取締役　　関　清美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所

1【提出理由】

平成29年６月27日開催の当社第37期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年６月27日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

① 期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金２円50銭

② その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第２号議案　定款一部変更の件

①目的の変更

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

②本店の所在地の変更

当社は平成29年２月より業務効率の向上及び組織間の連携強化を図るため、本社機能を東京都東村山市から東京都日野市に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款第３条に定める本店の所在地を変更するものであります。

③監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の充実と、取締役会の監査機能の強化を図るとともに、経営の迅速な意思決定を確保することを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

④取締役の責任免除の変更

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、変更するものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役として髙橋靖、井野博之、相原謙一、吹野洋平、関清美の各氏を選任するものであります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役として漆山伸一、斎藤泰志、熊谷貴之の各氏を選任するものであります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額２００百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を３０百万円以内以内とさせていただきたいと存じます。

第７号議案　当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針の継続及び特別委員選任の承認の件

当該基本方針の継続と特別委員として漆山伸一、斎藤泰志、熊谷貴之の各氏を選任することについて承認するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並び

に当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	41,909	193	0	（注）１	可決　97.51
第２号議案	41,899	203	0	（注）２	可決　97.49
第３号議案					
髙橋　靖	41,862	240	－	（注）３	可決　97.40
井野　博之	41,866	236	－		可決　97.41
相原　謙一	41,589	513	－		可決　96.77
吹野　洋平	41,867	235	－		可決　97.41
関　清美	41,861	241	－		可決　97.40
第４号議案					
漆山　伸一	41,898	204	－	（注）３	可決　97.48
斎藤　泰志	41,888	214	－		可決　97.46
熊谷　貴之	41,901	201	－		可決　97.49
第５号議案	41,720	382	－	（注）１	可決　97.07
第６号議案	41,699	403	－	（注）１	可決　97.02
第７号議案	40,646	1,456	－	（注）１	可決　94.57

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上